

誓約書

多気町ふるさと応援寄附金「お礼の品」の申請をするにあたり、次の事項について誓約します。

申請及び審査について

- 1 多気町ふるさと応援寄附金「お礼の品」応募用紙の記載事項は真実に相違ありません。
- 2 多気町の税について滞納はありません。
- 3 多気町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しません。
- 4 認定要件に適合しないと判断された場合、多気町ふるさと応援寄附金お礼の品の提供事業者の認定対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

認定を受けた場合について

- 1 事業の実施において、多気町ふるさと応援寄附金「お礼の品」募集要項の留意事項を遵守し、町長の指示に従います。
- 2 寄附者の個人情報適切に取扱い、お礼の品の送付以外には使用しません。
- 3 認定を受けたお礼の品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整備するとともに、お礼の品の進呈者に対して安全と信頼の確保に努めます。
- 4 認定を受けたお礼の品の品質、流通及び販売等において事故等の問題が生じたときは、当方が一切の責任を負います。

令和 年 月 日

多気町長 あて

住 所
事業者名
代表者名